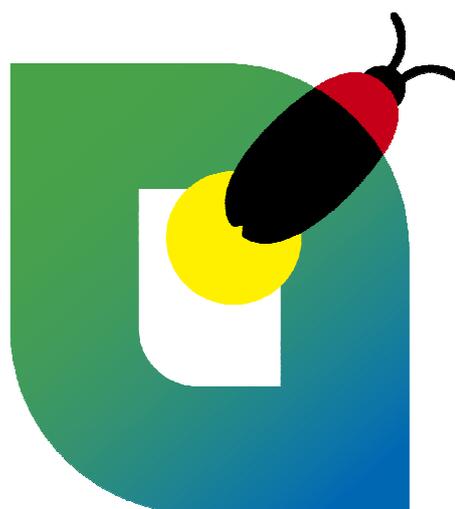


第4次さつま町地球温暖化対策実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実施計画)

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）

【最終目標 令和12年度（2030年）】



SATSUMA
ZERO CARBON

令和6年3月

さ つ ま 町

目 次

第1章 背景	1
第2章 基本的事項	
1. 目的	1
2. 対象とする温室効果ガス	2
3. 計画期間	2
4. 上位計画及び関連計画との位置付け	2
第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況	
1. 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量	3
第4章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標	5
第5章 目標達成に向けた取組	
1. 取組の基本方針	5
2. 具体的な取組内容	5
第6章 点検・評価・見直し体制	7
1. 毎年のPDCA	7
2. 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA	7
第7章 進捗状況の公表	7

第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

2015年合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書においては、「気温上昇2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされており、

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2020年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言し、国の地球温暖化対策計画（令和3年改定）では、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標として2013年度比46%削減をとしたところです。

このようなことから、本町においても2022年9月、「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」を行い、将来にわたって町民が豊かな自然の中で生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を次世代に引き継ぐため、町民・事業者・行政等が連携して、地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指していくことを宣言しました。

さつま町においても、各公共施設等を対象として、地球温暖化の防止に向けた取組を推進してまいります。

第2章 基本的事項

1. 目的

さつま町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「さつま町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、さつま町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

なお、本計画は平成30年7月に策定した「第3次さつま町地球温暖化対策実行計画（以下「第3次実行計画」という。）」の計画期間が令和4年度で終了することから、これまでの取り組みの検証と計画の見直しを行い、「第4次さつま町地球温暖化対策実行計画（以下「第4次実行計画」という。）」として策定するものであります。

2. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、さつま町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

3. 計画期間

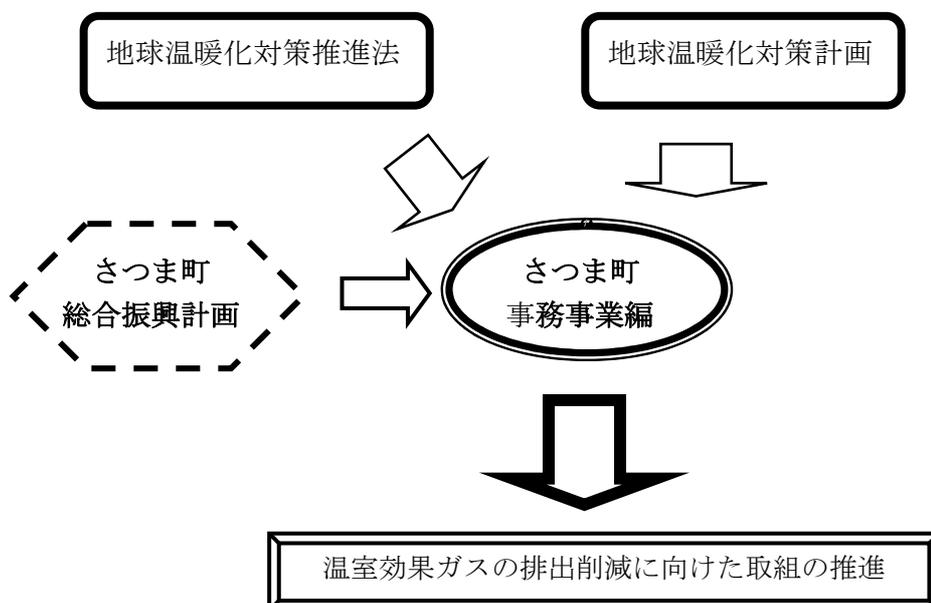
第4次実行計画の基準年度は平成30年度（2018年度）とし、計画期間を令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

なお、最終目標年度は、令和12年度（2030年度）とし、期間を13年間とします。

項目	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
期間中の事項	基準年度	計画開始	目標年度	最終目標年度

4. 上位計画及び関連計画との位置付け

さつま町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及びさつま町総合振興計画に即して策定します。



地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第21条

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一 計画期間 二 地方公共団体実行計画の目標 三 実施しようとする措置の内容 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第3章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

1. 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

さつま町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」については、次の電気使用量等に「排出係数」を乗じて算定しています。

<令和4年度の各施設の電気使用量等>

○電気使用量 7,128,485 kWh

○燃料使用量

・液化石油ガス（LPガス） 3,457m³

・ガソリン 51,680L

・軽油 38,864L

・灯油 98,334L

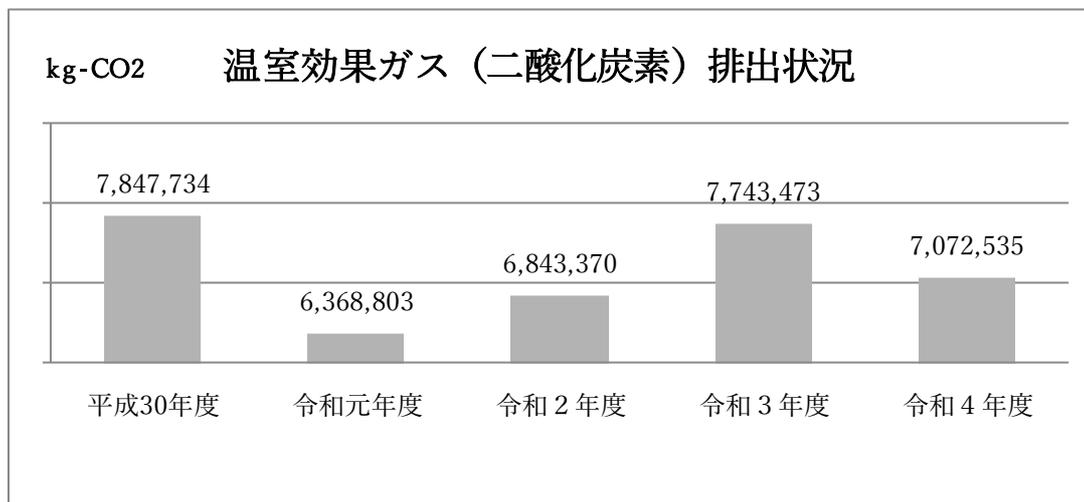
・A重油 68,600L

○一般廃棄物焼却量（うち廃プラスチック量） 1,195 t

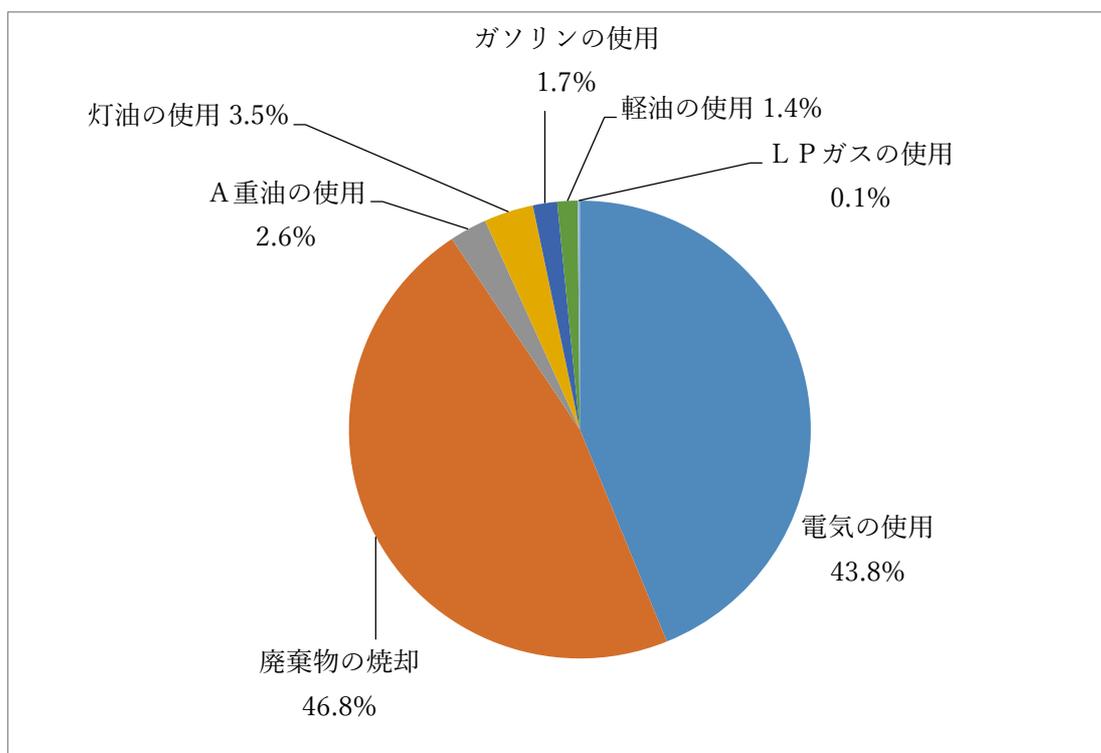
○水道使用量 50,489m³

○用紙購入量 6,878,951枚

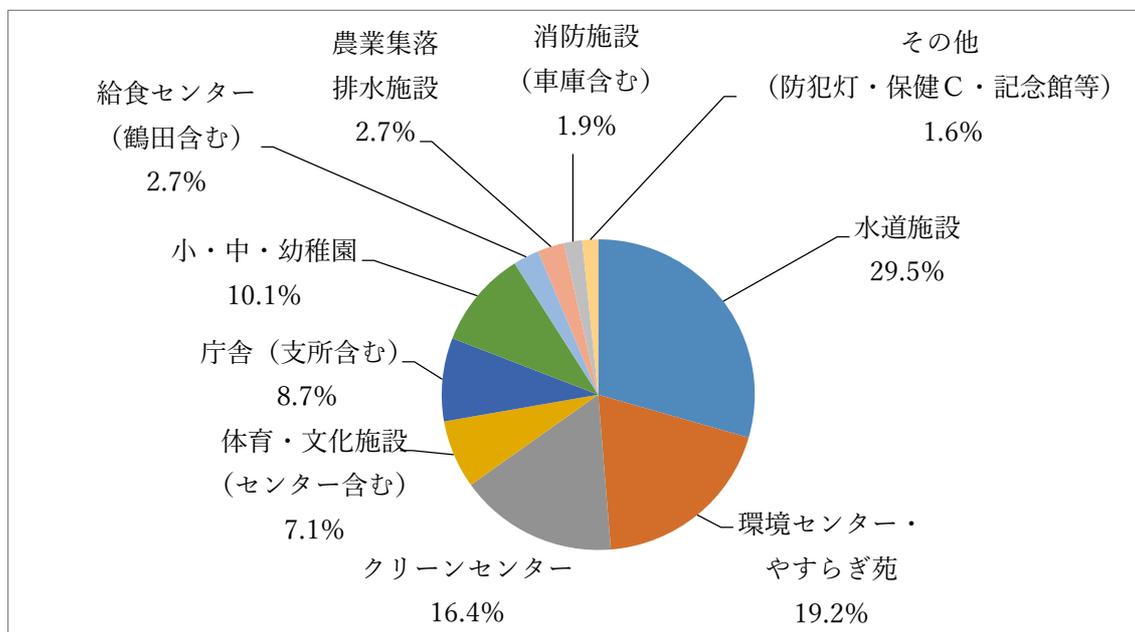
令和4年度（2022年度）における「温室効果ガス総排出量」は、7,072,535 kg-CO₂となっています。



令和4年度のエネルギー種別では、一般廃棄物焼却費が全体の46.8%を占め、次いで、電気43.8%、灯油3.5%となっています。



また、施設別電気量は、水道施設が全体の29.5%を占め、次いで、環境センター19.2%、クリーンセンター16.4%となっています。



第4章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出削減目標

目標年度の令和9年度（2027年度）に、基準年度の平成25年度（2013年度）比で40%削減することを目標とします。

また、計画の最終目標年度の令和12年度（2030年度）には、基準年度比の46%削減を目標とします。

(単位：Kg-CO₂)

対象年度	温室効果ガスの排出量	削減率
基準年度 【平成25年度】	8,577,317	—
【令和4年度】	7,072,535	▲18%
第4次目標年度 【令和9年度】	5,146,000	▲40%
最終目標年度 【令和12年度】	4,632,000	▲46%

第5章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリン等の燃料使用量と一般廃棄物（廃プラスチック類）焼却量の削減に重点的に取り組みます。

2. 具体的な取組内容

(1) 事務事業における主な取組

① 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ トイレ等、利用者がいない場合は消灯します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。（昼休みの電源オフ等。）
- ・ 冷暖房の設定温度は、冷房28℃、暖房19℃を目安に温度管理を行います。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて、送風効率を向上させます。

② 燃料使用量の削減

- ・ 公用車は、急発進、急加速をしないことを心がけます。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や電気自動車、ハイブリット車の導入を図ります。また、公共施設においては、充電スタンドの設置も行います。

③ ゴミの減量、リサイクル（3R+Renewable運動推進）

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ ゴミの分別に努め、資源ゴミへの排出を図ります。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ・ 町民への各家庭用ごみの分別を推進し、生ごみ及び廃プラスチック混入ごみの減量化を図ります。

④ 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ コピー機使用時には、設定を確認しミスコピーを防止します。
- ・ リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・ 電子メール、庁内LANを活用し、ペーパーレス化に努めます。また、タブレット等の活用により、会議等のペーパーレス化を推進します。

- ⑤ 水道
 - ・ 日常的に節水を心がけ、自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
 - ⑥ 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
 - ・ 職員を対象に、ごみの分別など環境保全研修等を行います。
 - ・ 職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
 - ・ 年間を通じたクールビズ・ウォームビズを推進します。
- (2) 物品購入等
- ① 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの導入に努めます。
 - ② 事務用品は、詰め替えやりサイクル可能な消耗品を購入します。
 - ③ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。
- (3) 施設設備の改善等
- ① 個別施設計画に基づいて、施設の更新及び廃止等を踏まえ、施設管理・省エネ化を図ります。
 - ② 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
 - ③ 断熱性能に優れた窓ガラス（二重ガラス等）を導入します。
 - ④ 高効率照明（LED）への買い換えを順次行います。
 - ⑤ 公共施設の緑化を推進します。
- (4) 再生可能エネルギーの有効利用
- ① 公共施設（用地）への太陽光発電施設等の設置を推進します。
 - ② 太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入、活用します。

第6章 点検・評価・見直し体制

さつま町事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、さつま町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

1. 毎年のPDCA

さつま町事務事業編の進捗状況は、さつま町地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を組織し、毎年1回、推進本部幹事会で、各課・係での取組

み状況や目標の達成状況について把握し、総合的に点検・評価し、推進本部に報告します。

また、総合的な点検・評価に基づき、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、本計画の見直しを行い、より効率的な取り組みを図っていきます。

2. 見直し予定時期までの期間内におけるP D C A

推進本部幹事会で、毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（令和9年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、令和12年度にさつま町事務事業編の改定を行います。

第7章 進捗状況の公表

第4次実行計画の進捗状況や取組状況は、広報誌やホームページ等を通じて情報を毎年公表します。